○農林水産省告示第二千二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県東御市下之城字とや原下一七〇五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市犬飼町高津原字仁ノ谷一四九九の一、一四九九の九、字平畑一七二三の一、字笹原一八三二の一、一八三三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市犬飼町高津原字平畑一六八〇の一、一六八〇の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県飯山市大字旭字向湯生二二三八のイの一・二二三九のニ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一五九、二一六二の口、二一七〇の口の一、二一七〇の口の二、二一七〇のニの一、二一九〇のイ、二一九〇のハ、二一九〇のニ、二二〇二の二、二二一一の二、二二三八のイの二、二二三八の口、二二三八のハ、二二六〇の口、字下芳尾二二八一の三、二三四〇、二三五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草二八八一の一〇・二八八一の一四・二八八二の四・二八八二の五・二八八二の九・二八八二の一〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二八八一の四、二八八一の五、二八八一の七、二八八一の一一、二八八二の一、二八八二の二、二八八二の三、二八八二の一一、二八八二の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草五一八三の一、五一八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市上津江町上野田字黒石一一〇一の二四・一一〇一の二六・一一〇一の二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇一の一五、一一〇一の二五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町吾妻一七四七の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県小諸市大字滋野甲字北山四一六二の五九三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため